※今年度より世帯年収 490 万円相当の世帯まで対象拡充されています！

電子申請マニュアル（簡易版）

１制度概要

神奈川県高校生等奨学給付金は、授業料以外の教育費に活用していただく返還不要の給付金です。

(1)　給付対象者

給付を受けるには、次のア～ウの要件を全て満たす必要があります。

ア　７月１日時点で、対象となる高校生等※1が国公立高等学校等※2に在籍していること。

イ　７月１日時点で、保護者の方が神奈川県内※3に住所を有していること。

ウ　世帯区分が次のいずれかに該当していること。

（ｱ）生活保護（生業扶助）受給世帯

（ｲ）保護者等全員の都道府県民税・市町村民税所得割額の合計額

（以下、「住民税所得割合算額」という。）が０円（非課税）である世帯

（ｳ）住民税所得割合算額が 100 円から 105,500 円未満までの世帯

（ｴ）住民税所得割合算額が 105,500 円から 182,500 円未満までの世帯

※１　高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。

※２　電子申請の対象校は、神奈川県立高等学校及び神奈川県立中等教育学校の後期課程を指します。

※３　保護者の方が海外赴任等で、１月１日時点で日本国内に住所を有しないため住民税所得割合算額が 182,500 円未満（非課税も含む）である場合は、対象外となります。

※４　家計急変により非課税相当又は住民税所得割合算額が 182,500 円未満相当となった世帯も「家計急変世帯対象給付」の対象となる可能性がありますが、受付は紙媒体のみで、電子申請では受付けていないため、学校にご相談ください。

(2)　給付額

● 対象となる高校生等１人あたりの給付額（年額）

世帯区分	要件	全日制
①生活保護受給世帯	７月１日時点で生業扶助を受給している	32,300 円
②住民税非課税世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が０円（①を除く）	143,700 円
③年収 270～380 万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が 105,500 円未満（①②を除く）	47,900 円
④年収 380～490 万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が 182,500 円未満（①～③を除く）	35,930 円

２ 申請から受給までの流れ

⑴ 必要書類の準備

３～４ページに記載の必要書類の画像データをあらかじめご用意ください。

⑵ メールアドレスの登録

下記の URL 又は二次元コードから申請フォームにアクセスし、メールアドレスを登録してください。（詳細は５ページのとおり。）

申請フォーム
二次元コード

申請フォーム ＵＲＬ

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007u/offer/offerList_detail?tempSeq=129976

⑶ 申請フォームへの入力・添付

⑵で登録したメールアドレス宛に、申請フォームの URL が記載されたメールが届きます。

メールに記載された URL から申請フォームにアクセスし、申請内容の入力と資料の画像データの添付を行ってください。（入力方法等の詳細は５～13 ページのとおり。）

なお、奨学給付金の審査は７月１日時点で在籍の学校で行うため、申請内容は全て学校に送信されます。

⑷ 完了メールの確認

申請が完了すると、⑵で登録したメールアドレスに申請完了メールが届きます。メールには「**整理番号**」と「**パスワード**」が記載されています。その後の手続きで必要になるので、**メールは削除せず、大切に保管してください**。

⑸ 学校からの審査結果通知を確認

各学校での審査が完了すると、審査結果通知が電子申請システムにアップロードされ、審査完了メールが届きます。

⑷で確認した「**整理番号**」と「**パスワード**」で、電子申請システムにログインの上、結果通知をダウンロードして審査結果をご確認ください。（審査結果の確認方法は 14 ページのとおり。）

なお、申請内容に不備があった場合は学校担当者より連絡をさせていただきます。

この場合、審査結果の通知及び奨学給付金の振込が遅れる場合があります。

(6)奨学給付金の振込

支給決定された場合、申請時にご指定いただいた金融機関の口座に奨学給付金が振込まれます。振込予定日は、⑸の支給決定通知に記載されています。

なお、PTA 会費等の学校納付金に未済がある場合、奨学給付金を未済額に充当し、充当分が差し引かれた金額が指定口座に振込まれますので、あらかじめご了承ください。

（例：支給決定額が 143,700 円で、PTA 会費等で 3,700 円分の未済がある場合は、
143,700 円－3,700 円＝140,000 円が指定口座に振込まれます。）

3 必要書類一覧

申請には、下記の資料の画像データを添付する必要があります。事前にスマホ等で写真を撮り、画像データをご用意ください。

(1) 生活保護受給世帯の場合

ア 振込先口座を確認できる画像（預貯金通帳、キャッシュカード等）

イ 生活保護（生業扶助）の受給証明資料として、次の①～②のいずれかの画像

① 生活保護受給証明書（生業扶助を受給している旨が分かるもの）

② 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

ウ 国籍・在留資格等が確認できる資料として次の①～③のいずれかの画像

① 住民票の写し（※）

※ 日本国籍以外の場合は、国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの

② 特別永住者証明書（特別永住者の場合）

③ 在留カード（日本国籍及び特別永住者以外の場合）

<家族滞在で日本の小学校及び中学校を卒業方は、次の①～②のいずれかの画像も必要です>

① 日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し

② 日本の小学校及び中学校の卒業証明書の原本

(2) 非課税世帯・課税世帯の場合

ア 振込先口座を確認できる画像（預貯金通帳、キャッシュカード等）

イ 令和８年度の課税状況がわかる資料として次の①～③の資料の画像データのいずれかの画像

① 令和８年度 市町村民税・県民税 非課税証明書

② 令和８年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書

③ 令和８年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書

ウ 国籍・在留資格等が確認できる資料として次の①～③のいずれかの画像

① 住民票の写し（※）

※ 日本国籍以外の場合は、国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの

② 特別永住者証明書（特別永住者の場合）

③ 在留カード（日本国籍及び特別永住者以外の場合）

<家族滞在で日本の小学校及び中学校を卒業した方は、次の①～②いずれかの画像も必要です>

① 日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し

② 日本の小学校及び中学校の卒業証明書の原本

必要書類早見表

世帯区分	振込先口座を確認できる画像	生活保護（生業扶助）の受給証明資料	令和８年度の課税状況がわかる資料	国籍・在留資格等が確認できる資料
生活保護受給世帯	○	○	×	○
住民税非課税世帯・課税世帯	○	×	○	○

4 申請フォームの入力方法

⑴ 申請フォームへのアクセス

ア　メールアドレス登録について





次の①～③のいずれかの方法で申請を行ってください。

① 利用者登録をせずに申請する場合

② 新規で利用者登録をした上で申請する場合（※）

③ 既に利用者登録済みの方が申請する場合

※ 利用者登録を行うと、神奈川県電子申請システムを利用する際にログインすることで、登録情報が初期表示されるため、申請内容の一部の入力を省略することができます。

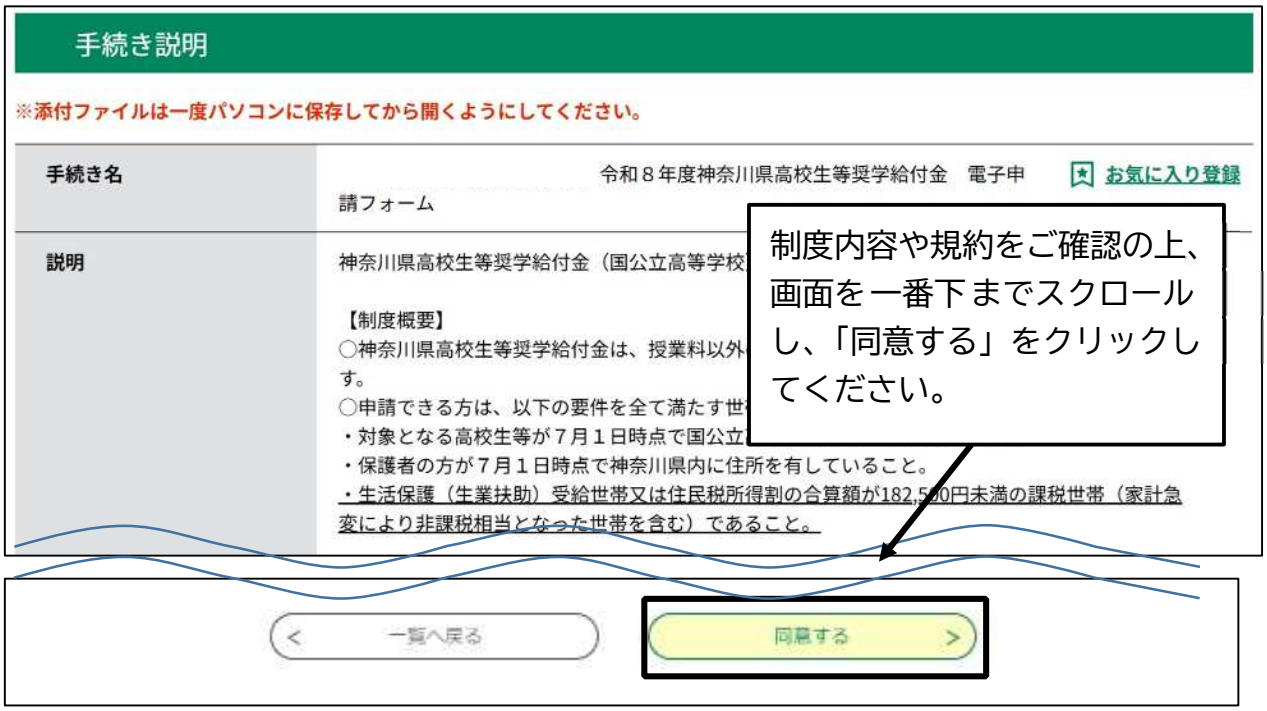
※ 今回の申請を行うにあたっては利用者登録は、必須ではありません。

※利用者登録の方法は、以下の URL からご確認ください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/help/PREFKN/profile3-2-1.htm

※次のページからは、利用者登録を行わない場合の画面説明になります。

イ　制度内容、規約の確認及び同意



ウ　メールアドレスの入力



「完了する」をクリックすると、登録したメールアドレスにメールが届きます。

メールに申請フォームの URL が記載されていますので、そちらから申請フォームにアクセスしてください。

（参考）URL 通知メールの例



denshi-shinsei@e-tumo-mail.bizplat.asp.lgwan.jp
【e-kanagawa電子申請】申込画面ＵＲＬ通知
宛先：

e-kanagawa 電子申請を御利用いただきありがとうございます。

手続名：神奈川県高校生等奨学給付金　電子申請フォーム
の申込画面への URL を送信します。
URL：●パソコン、スマートフォンはこちらから

上記の URL にアクセスして申込を行ってください。

※このメールは、e-kanagawa 電子申請から配信専用メールで自動的に送信されています。
　このメールに御返信いただいても、回答することができません。

手続に関するお問合せは、手続担当課にお問合せください。

電子申請システムの操作に関するお問合せは以下のコールセンターを御利用ください。
※コールセンター（手続に関するお問合せについては御回答できません）
　固定電話：0120-464-119（平日　9:00～17:00　年末年始除く）
　携帯電話：0570-041-001（平日　9:00～17:00　年末年始除く　有料）

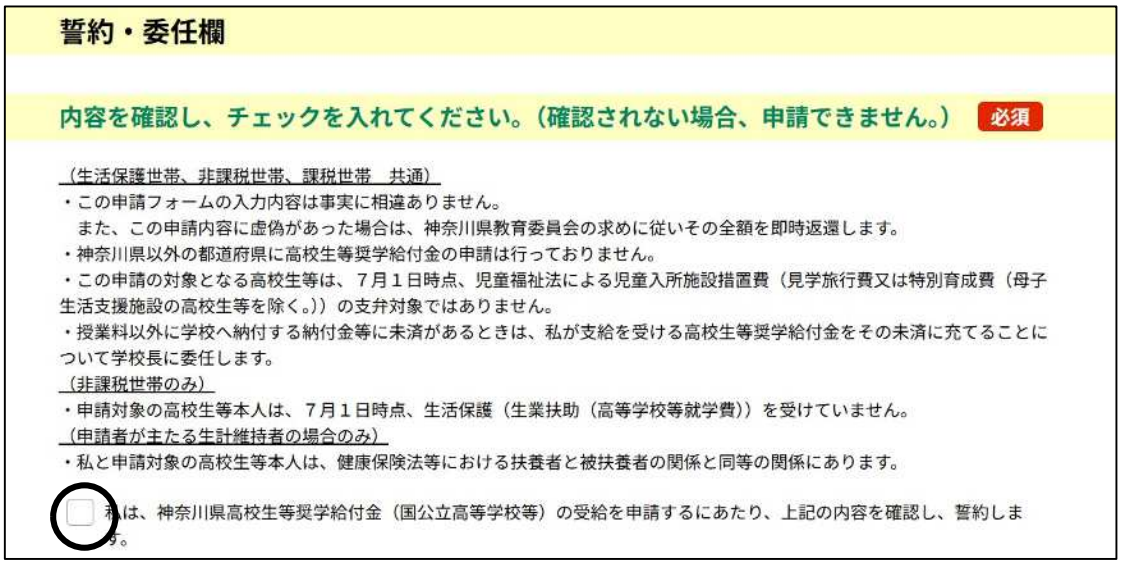
⑵　申請フォームへの入力上の注意事項

ア 入力する順番について

本申請フォームでは、選択した内容に応じて入力すべき項目が変わります。

そのため、**必ず一番上から順番に入力・選択を行ってください。**

イ　誓約・委任欄について内容をご確認いただいた上で、チェックボックスにチェックをしてください。



誓約・委任欄

内容を確認し、チェックを入れてください。（確認されない場合、申請できません。） 必須

（生活保護世帯、非課税世帯、課税世帯　共通）
・この申請フォームの入力内容は事実に相違ありません。
　また、この申請内容に虚偽があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
・この申請の対象となる高校生等は、７月１日時点、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。
（非課税世帯のみ）
・申請対象の高校生等本人は、７月１日時点、生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受けていません。
（申請者が主たる生計維持者の場合のみ）
・私と申請対象の高校生等本人は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあります。

☐ 私は、神奈川県高校生等奨学給付金（国公立高等学校等）の受給を申請するにあたり、上記の内容を確認し、誓約します。

ウ　申請者（保護者等）について

奨学給付金を申請できる「保護者等」とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。

親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

具体的には、以下のようなケースが挙げられます。

① 親権者が２名の場合

・生徒が未成年（18 歳未満）で、親権者（両親）が２名いる場合

② 親権者が１名の場合

・離婚、死別等により親権者が１名の場合

・親権者は２名だが、ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄、失踪等の事情により、やむを得ず親権者１名の課税証明書等を提出できない場合

③ 未成年後見人の場合

・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
（扶養義務がある未成年後見人に限ります。）

④ 主たる生計維持者２名の場合

・生徒が成人しており、両親が２名いる場合

⑤ 主たる生計維持者１名の場合

・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合

・入学時点で生徒が成人に達しており、主たる生計維持者が存在する場合

・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１名だった場合

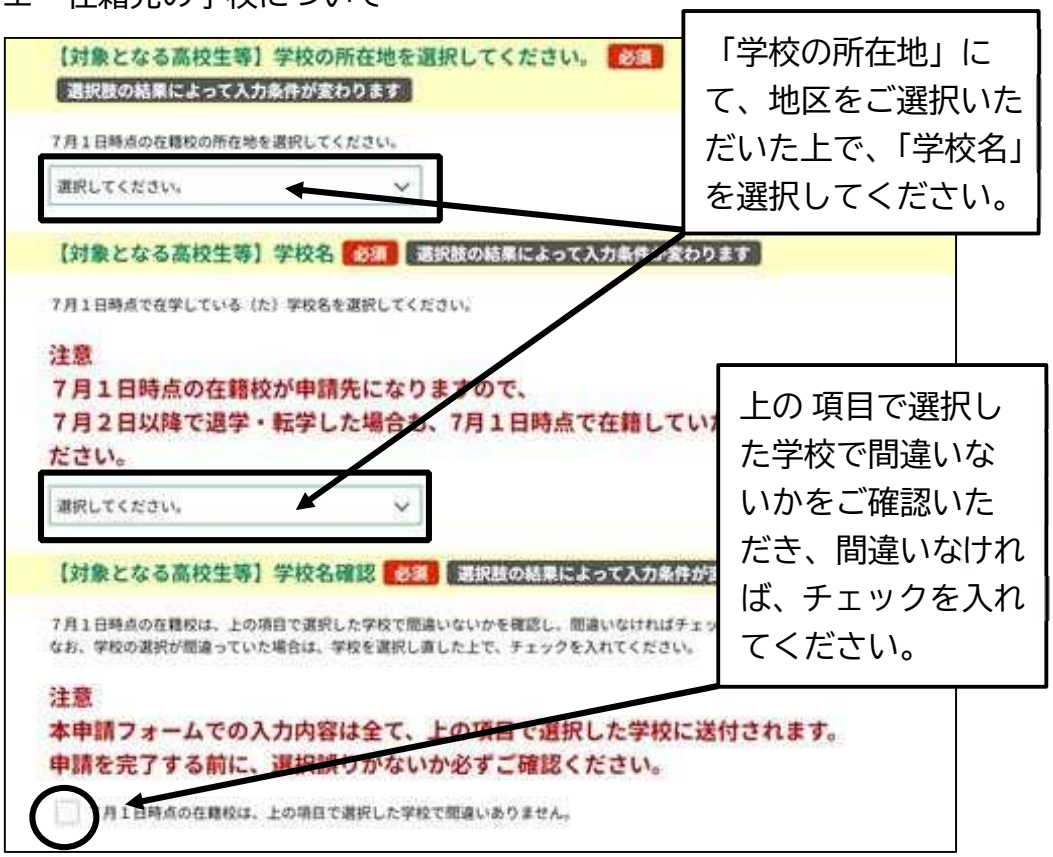
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合等

⑥ 生徒本人の場合

・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

※ 誰を申請者にすべきかがご不明な場合は、在籍校にご相談ください。

エ　在籍先の学校について

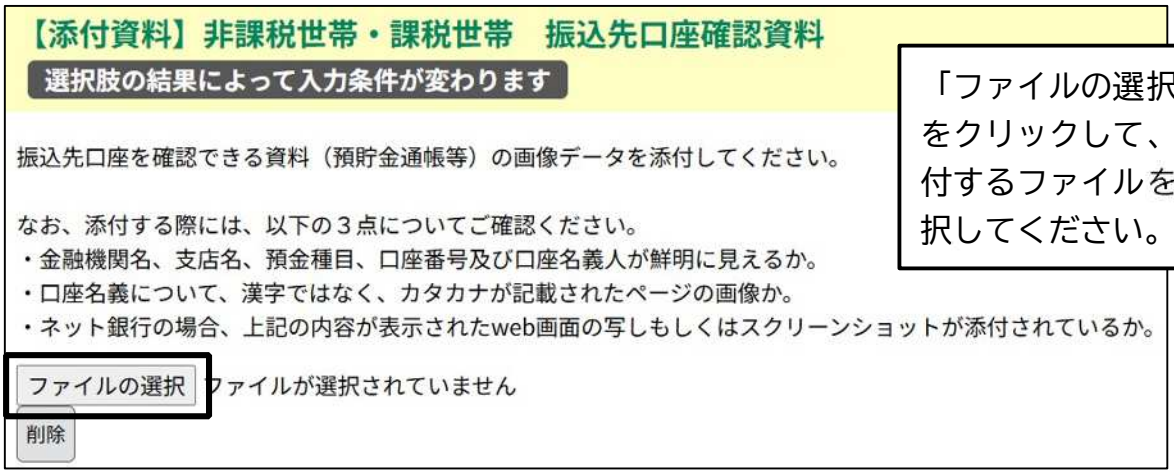


※注意事項※

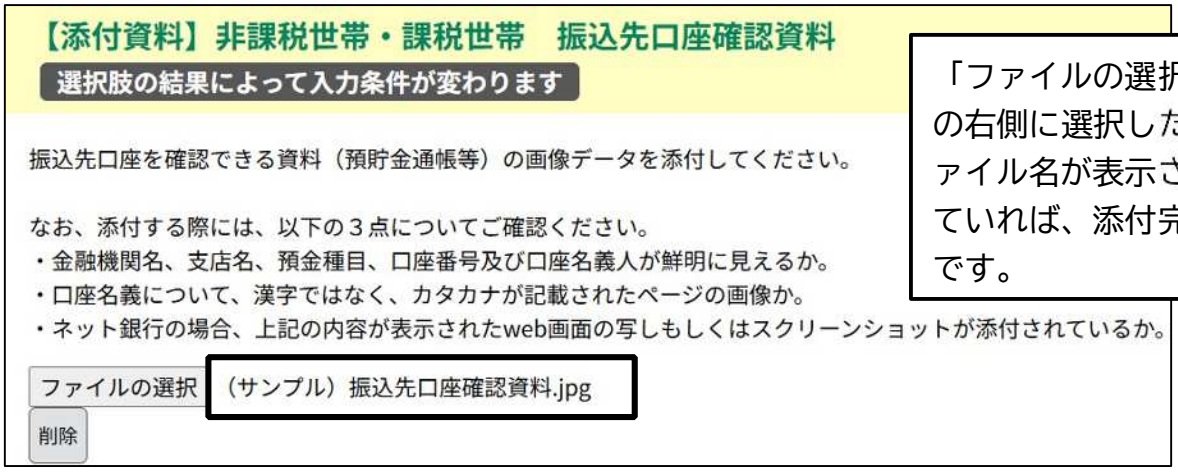
① 本申請フォームでの入力内容は、個人名や住所等も含めて、全てここで選択した学校に送信されるため、申請完了前に、学校の選択誤りがないかを必ずご確認ください。

② 審査は、７月１日時点で在籍中の学校で行うため、７月２日以降に転学している場合でも、７月１日時点での在籍校を選択してください。

オ　添付資料の添付



「ファイルの選択」をクリックして、添付するファイルを選択してください。



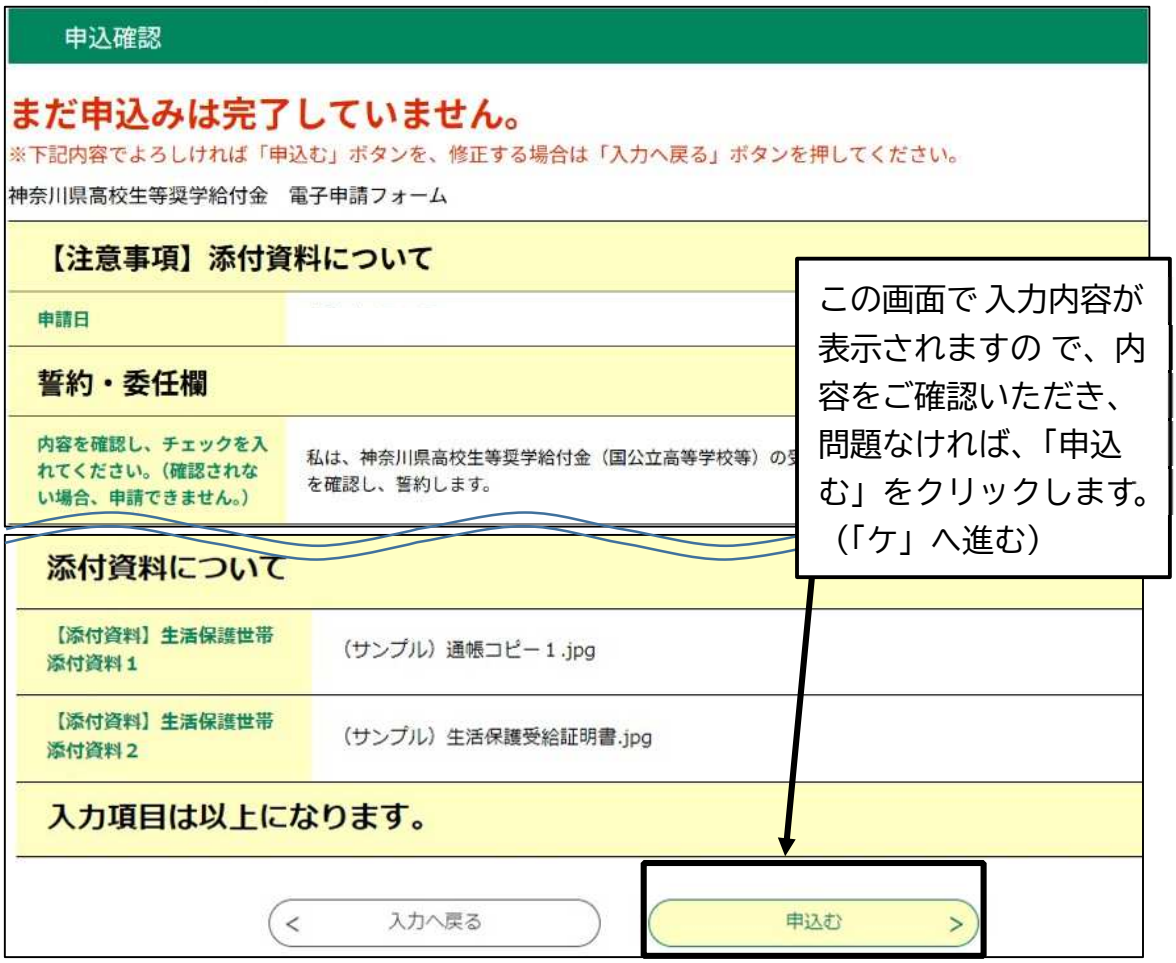
「ファイルの選択」の右側に選択したファイル名が表示されていれば、添付完了です。

カ　入力終了



申請フォームへの入力・添付が全て完了したら、「確認へ進む」をクリックします。

キ　申込内容確認

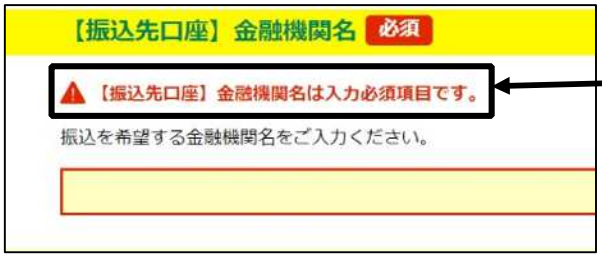


ク　（参考）申請内容に不備があった場合について

申請内容に不備がある場合、以下のようなエラーメッセージが表示されます。具体的な不備内容は不備がある項目で表示されるため、表示内容に従い申請内容を修正し、一番下までスクロールし、「確認へ進む」をクリックしてください。（「カ」と同じ。）

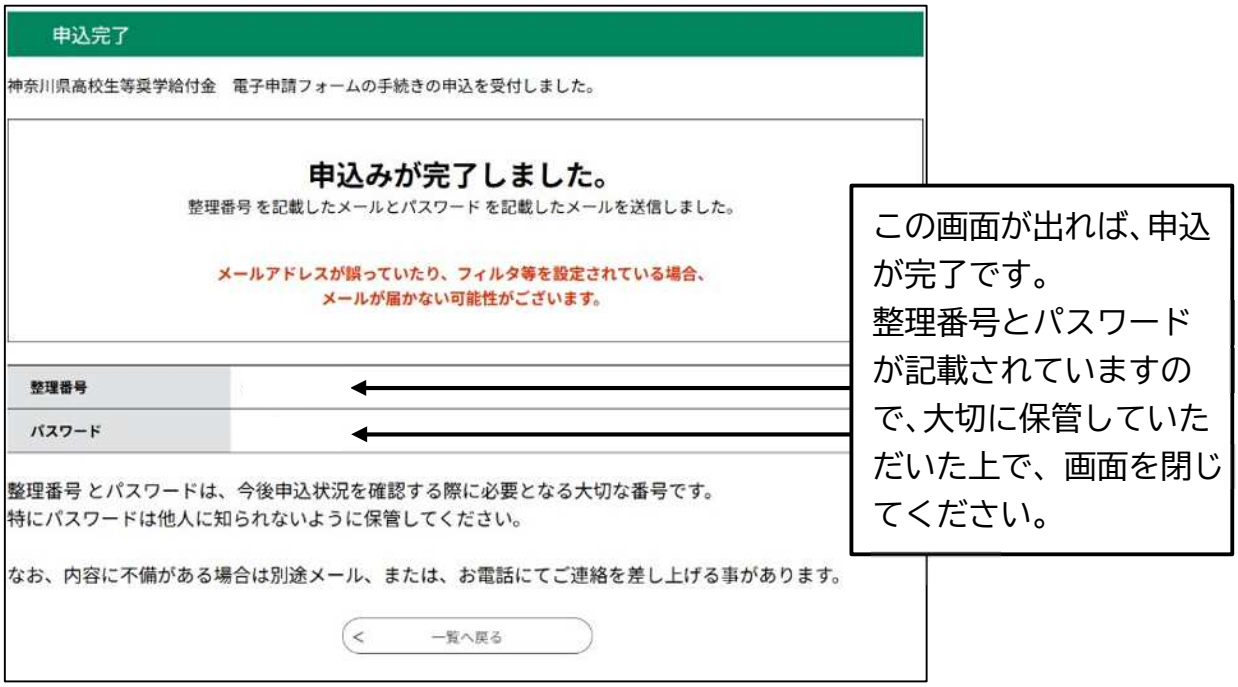


（以下は、振込先口座の金融機関が未記入の場合）



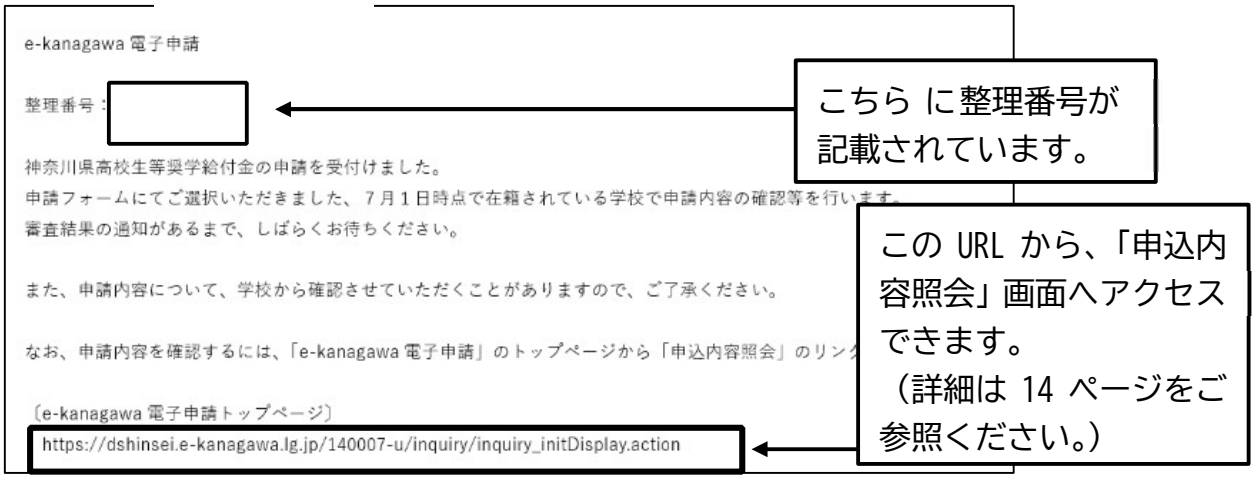
振込先口座の金融機関名が未入力であることが分かるため、直接入力し、不備を解消させます。

ケ　申込完了

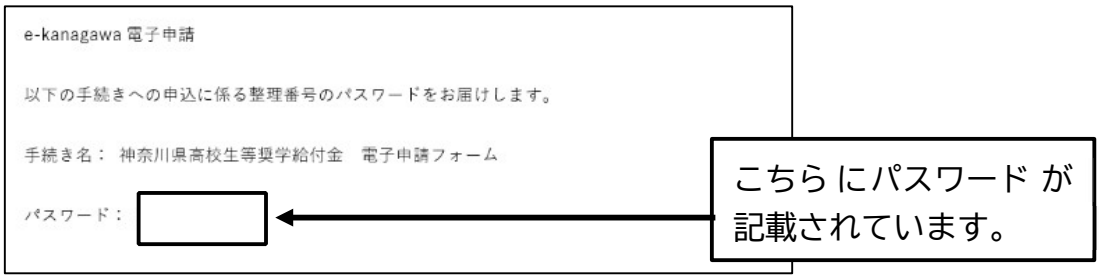


ここまで完了すると、６ページで登録したメールアドレスに、申込完了メールとパスワード通知メールの２通が届きます。

（参考）申込完了メール



（参考）パスワード通知メール



※注意事項※

整理番号とパスワードは、この後の手続きで必要になるため、忘れないようにご注意ください。

また、特にスマートフォンの場合で、機種変更や解約等の予定があり、メールが見られなくなる可能性がある場合は、メモを取っておくなど、このメール以外の方法で大切に保管してください。

5 審査結果の確認方法

審査完了後、電子申請システム上で審査結果通知がアップロードされ、審査が完了した旨の連絡が来ます。連絡が来たら審査結果通知をダウンロードし、審査結果をご確認ください。

具体的な操作方法は以下のとおりです。

⑴ 申込内容の照会

審査結果の確認を行うためには、まず「申込内容照会」を行ってください。

（12 ページをご参照ください）

申込内容照会を行うと「処理状況」欄で、申請状況を確認できます。

処理状況が、『処理中（返信済）』となっていれば、学校での審査が完了し結果通知をアップロードした状況なので、申請者が審査結果通知をダウンロードできます。

⑵ 審査結果通知のダウンロード

申込内容照会画面に移動すると、「返信添付ファイル１」欄に審査結果通知のデータがアップロードされています。

ファイルをダウンロードして審査結果を確認してください。これで電子申請の手続きは完了です。



申込内容照会

ム › 申込照会 › 申込詳細

申込詳細

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	神奈川県高校生等奨学給付金　電子申請フォーム
整理番号	180713727667
処理状況	処理中（返信済）
処理履歴	2025年6月20日14時49分 メール送信 2025年6月20日14時48分 ファイルアップロード 2025年6月20日14時43分 申込時添付ファイルダウンロード 2025年6月20日14時43分 受理 2025年6月20日13時14分 申込
返信添付ファイル1	支給決定通知.pdf

※ 上記の審査結果通知のデータのタイトルは例です。

※ 審査の結果、支給決定された場合、申請時に指定された口座へ振込を行います。

振込日は審査結果通知に記載されています。